■Article(vol.56)■ ……

復興増税案、明らかとなる

日税研専務理事　坂田純一

……

東日本大震災発生から、早7ヶ月余。未だ、被災地の完全復旧の目途すら立たない中、本格復興に向けた平成23年度第三次補正予算案（歳出規模は約12兆円）の中核となる、いわゆる復興増税案（次期臨時国会に上程）の方向性が明らかとなった。復興のための財源については、これまでも百家争鳴。様々な議論や提案（増税や復興国債発行等）が各方面からなされてきたところである。

遡ること9月16日、（政府）税制調査会において復興・Ｂ型肝炎対策財源としての税制措置、「複数の選択肢」が公表された（以下、Ｂ型肝炎対策については、省略）。税制調査会（会長安住淳：財務大臣）考え方の基本は、「〇復旧･復興のための財源については､次の世代に負担を先送りすることなく､今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこととする｡〇復旧・復興のための税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。〇復旧・復興のための税制措置による税収は、他の経費と区分して管理する。〇平成23年度税制改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることを検討する。〇復興債の償還期間（＝税制措置の期間）は、集中復興期間（5年間）及び復興期間（10年間）を踏まえ検討する。」となっている。

ところで、野田佳彦新内閣発足後、民主党は政権公約時にマニフェストに掲げた政治主導路線を修正し、政策決定に当たっては党内に設置している政策調査会（9月13日、前原誠司会長）の了承を得ることとし、税制問題では税制調査会（9月15日､会長藤井裕久）を新たに設置した｡改変された党内手続きのスキームは、自公連立政権時代の自民党のそれとほぼ同様なものとなっている。（政府）税制調査会の複数案と民主税調案は、9月27日に政府・与党間の調整が行われ、「所得税、法人税、個人住民税、たばこ税の増税により約9兆2千億円、増税期間は10年を基本とし延長の余地も」との合意（以下「合意案」という。）がなされた。合意案を受け、9月30日開催の民主税調総会では、次のような税制措置が報告されたが、その概要は以下の通りである。

・ 税目については、社会保障と税一体改革案において、消費税を社会保障財源に充てるとしたことなどから、所得税＋法人税を中心とする。たばこ税について、所得税付加税を抑制する観点から、臨時的に上乗せする。
・ 期間については、経済に配慮する観点から、負担を抑制しつつ、できる限り早期に措置を終える。このため、10年（法人税は3年、地方税は5年）を基本としつつ、3党合意（注）を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。
・ 実施時期については､経済の復興状況や周知期間等に配慮する｡具体的には、

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

法人税は平成 24 年 4 月から、個人所得税付加税は平成 25 年 1 月から、個人住民税の均等割りの引き上げは平成 26 年 6 月から、たばこ臨時特別税等については平成 24 年 10 月からについて、3 党合意を踏まえ、平成 23 年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

・ その他として、臨時の税制措置の規模を抑制する観点から、平成 23 年度税制改正による増収分を財源措置として活用する。資産課税については、平成 23 年度改正を確実に実施する。（以下略）

いずれにせよ、前述した合意案は、今後、自民・公明党との 3 党協議の場に持ち越されることとなった。野田首相は、先の参議院予算委員会で、東日本大震災の復興事業が拡大した場合の対応措置について「税金の負担額が増えるか必ずしも言えないが、その可能性もある。」と答弁しており、財政規律と復興債の償還期間等を巡って激しい議論がなされることとなろう。

（解説：3 党合意）3 党合意とは、平成 23 年 6 月 8 日の民主党・自由民主党・公明党において「平成 23 年度税制改正法案等の処理に関して」の合意事項をさす。合意事項の中では、①個人所得課税の諸控除の見直しや退職金課税の見直し、②法人税率引下げ及び課税ベースの拡大、③相続税の控除及び税率等の見直し並びに贈与税の税率構造の緩和及び精算課税の対象の拡大、などがあり、「復興のための 23 年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。」とされている。

復興・B 型肝炎対策財源としての税制措置の「複数の選択肢」（国税）：税制調査会（平成 23 年 9 月 16 日公表）
http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2011/__icsFiles/afieldfile/2011/09/21/230916houkoku_1.pdf

「複数の選択肢」（抜粋）
２．財源スキーム

復旧・復興対策事業 （1次、2次補正含む）	19 兆円	1次・2次補正財源 歳出削減・税外収入 残余の額に対応する税制措置	6 兆円程度 5 兆円程度 8 兆円程度

・復興債で補てんすることとされた年金臨時財源	2.5 兆円
・B 型肝炎対策のうち、税制上の措置による要対応額	0.7 兆円

合計　**11.2 兆円程度**

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

３．時限的な税制措置の「複数の選択肢」

＜「複数の選択肢」に係る試算例の位置付け＞

○ 「復興の基本方針」では、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定することとされている。また、本部における決定に当たっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指すこととされている。

○ 復旧・復興財源のために創設する税は、復旧・復興に対する国民の幅広い参加・貢献を反映する観点から、例えば、「復興貢献特別所得税」（仮称）といった名称を付すことが考えられる。

＜「複数の選択肢」の提示に向けた留意点＞

（１）経済への配慮

○23年度税制改正（所得控除等の見直し）を活用することで、臨時増税の規模を抑制。

○法人税については、

・23年度税制改正法案の恒久減税（法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大）の実施を決めた上で、復旧・復興財源としての法人税付加税を課す。現行より税率引下げとなるかたちで行う。

・企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、短期間（3年間）の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現する。

（注）相続税の見直しについては、平成23年度税制改正の実施を確保する必要。

（解説：合意案）

① 法人税は、平成23年度税制改正法案に盛り込まれた実効税率5%の減税を平成24年4月から実現させたうえで、3年間に限って減税幅の範囲で税率を引き上げ、減税を事実上凍結するとの案である。

② 平成23年度税制改正法案は、期限切れ租税特別措置の延長等を中心とした「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（分離税制改正法案）」と法人税の実効税率の引き下げ等を中心とした税制抜本改革の一環をなす「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に分離されており、分離税制改正法案だけが本年6月22日に改正されている。

（２）簡素な税制

○ 新たな税制措置は時限的な措置であることを念頭に置き、

・納税者や源泉徴収義務者の負担などに配慮し、出来るだけ簡素な仕組みとする必要

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

・社会保障・税一体改革や各年度の税制改正などと両立し得る制度とする必要などを踏まえると、課税方法は現行の税額に一定率を乗じるような、簡素な制度とすることを基本とする。

（解説：合意案）

所得税は、税額の一定割合で増額する「定率増税」を実施し、平成25年1月から10年間4%増税する。一方、個人住民税の増税期間は5年で、納税者一人ずつに課される均等割り部分を一人年500円増やす。また、たばこ臨時特別税等は、平成24年10月から10年間（地方税分は5年間）、1本当たり国・地方計2円増税するとの案である。

（３）償還期間（＝税制措置の期間）

○ 償還期間（＝税制措置の期間）については、「復興の基本方針」において、復興債の償還期間が「集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。」とされたことを受け、集中復興期間（5年）及び復興期間（10年）を踏まえつつ、

・「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」という基本的考え方との整合性
・個別税目ごとの特徴や税収力
・個人や企業において新たに発生する負担の程度（以下「中略」）
・社会保障・税一体改革の方針（2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げる）との整合性
・財政健全化目標（遅くとも2015年度までに国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・ランス）の赤字対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減）との関係などに留意する。

（４）平成23年度改正等との関係

○ 所得控除等の見直しは、平成23年度税制改正事項である。（現在、税制改正法案が国会審議中）

○ 法人税付加税は、上記「（１）経済への配慮」の観点から、平成23年度税制改正事項（法人実効税率引下げと課税ベース拡大：現在、税制改正法案が国会審議中）と同時に実施することを想定している。

○ 所得税付加税及びたばこ臨時特別税等は、今回、復旧・復興等の財源確保の観点から新たに創設することを想定したものである。

（５）追加情報（解説）

政府は、去る１０月７日、「総額概ね１２兆円程度の歳出の追加を行う」とした第三次補正予算案の基本方針を閣議決定した。東日本大震災関係経費としては、

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

概ね９兆円台とされている。なお、５年間の集中復興期間での１３兆円程度の財源確保については、歳出削減と税外収入による財源確保額が５兆円程度であることを前提に、時限的な税制措置を講じることを明確にした。また、「復興特区においては、①新設企業の法人税を原則５年間無税とする、②設備投資の全額を初年度に減価償却する、③雇用した被災者の人件費の１０％を法人税額から控除する等の減税案が取りまとめられつつある」との新聞報道もなされている。これら一連の措置については、１０月下旬召集予定の臨時国会に向けての民主党・自民党・公明党の３党による政策協議が前提とされているが、自民党は「国会提出前の事前合意には否定的である」と考えているようである。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。